

**宇治市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画  
及び介護報酬改定等に係る資料**



**宇治市宣伝大使「ちはや姫」**

令和6年3月29日

宇治市介護保険課

# 目次

1. 宇治市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要について	1 頁
2. 令和6年度制度改正に伴う届出等について（各サービス共通）	13 頁
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の要綱改正（案）及び届出等について	20 頁
4. その他（お知らせ）	25 頁

（厚生労働省資料 抜粋）

- ・別添資料1 令和6年度介護報酬改定における改定事項について
- ・別添資料2-1 介護給付費算定の届出等に係る留意事項について
- ・別添資料2-2 介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について



1. 宇治市高齢者保健福祉計画・  
第9期介護保険事業計画の概要について



## ごあいさつ

宇治市長 松村 淳子

わが国は、総人口・現役世代人口が減少に転じる中、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年には、約3人に1人が高齢者となり、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年には、高齢者人口がピークを迎えることが見込まれております。そのため、多くの高齢者が健康であり続け、また、支援が必要となっても安心して地域で住み続けることができるよう地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

昨今の高齢者を取り巻く環境に目を転じますと、8050問題やヤングケアラー、老老介護や一人暮らし高齢者の増加など、在宅生活を継続する上での課題が多様化・複雑化しており、介護ニーズが高まる一方で介護人材が不足するといった社会問題がより深刻になると考えられることから、地域での住民同士の交流やふれあい、人と人とのつながりがより重要となり、地域コミュニティの活性化や地域力を育むまちづくりが求められます。

そうした中、宇治市ではこの度策定いたしました「宇治市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）」に基づき、高齢者の方が地域社会で活躍していただける仕組みを創出し、いつまでも、やりがいや生きがいを持って生活することができる生涯現役社会の実現に取り組みますとともに、高齢者だけではなく地域のあらゆる方が役割を持ち、支え合いながらともに暮らしていける地域共生社会を見据えた地域づくりを推進してまいります。

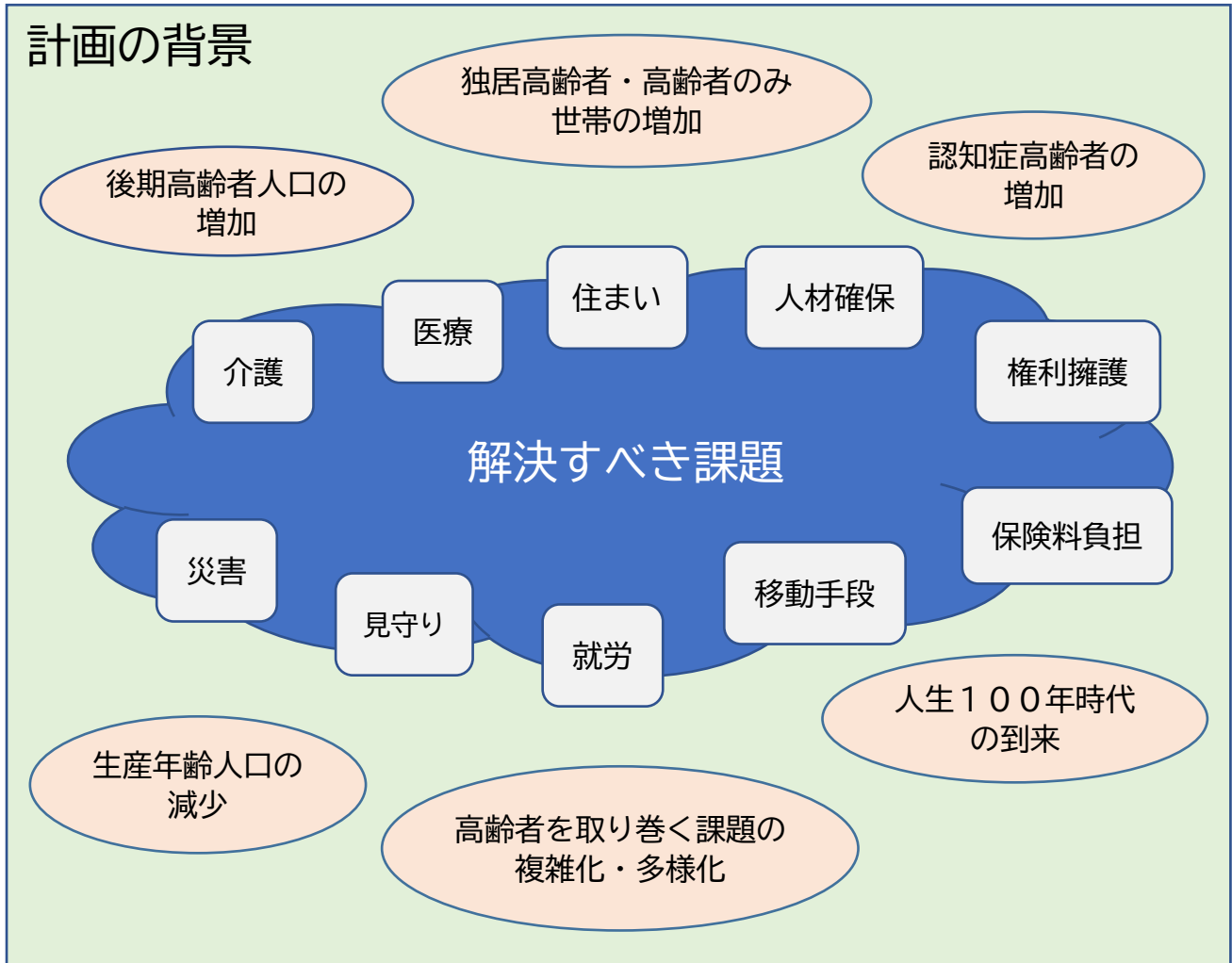
本計画では、5つの施策の柱を設け、柱ごとに14の施策を進めてまいります。具体的には、在宅医療・介護連携の推進、生涯現役社会の構築と積極的な社会参加による介護予防の推進、介護人材の確保・定着・育成などにより一層取り組むことにより、市民の皆様が高齢期を迎えても健康であり続けられるよう、健康の保持増進を支援するとともに、宇治方式地域包括ケアシステムの深化・推進や、地域共生社会の実現を力強く進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様並びに、関係団体の方々におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、本計画の策定にあたり、長期にわたりまして熱心にご論議いただきました宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会委員の皆様、並びに貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様や関係者の皆様に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

令和6（2024）年3月

## この計画を策定する目的

この計画は、「年齢を重ねても意欲を失わず、その人らしい生き活きた生活を送ることができるまち」を目指して…



2040年を見据え、今後の3年間の方針を示します。

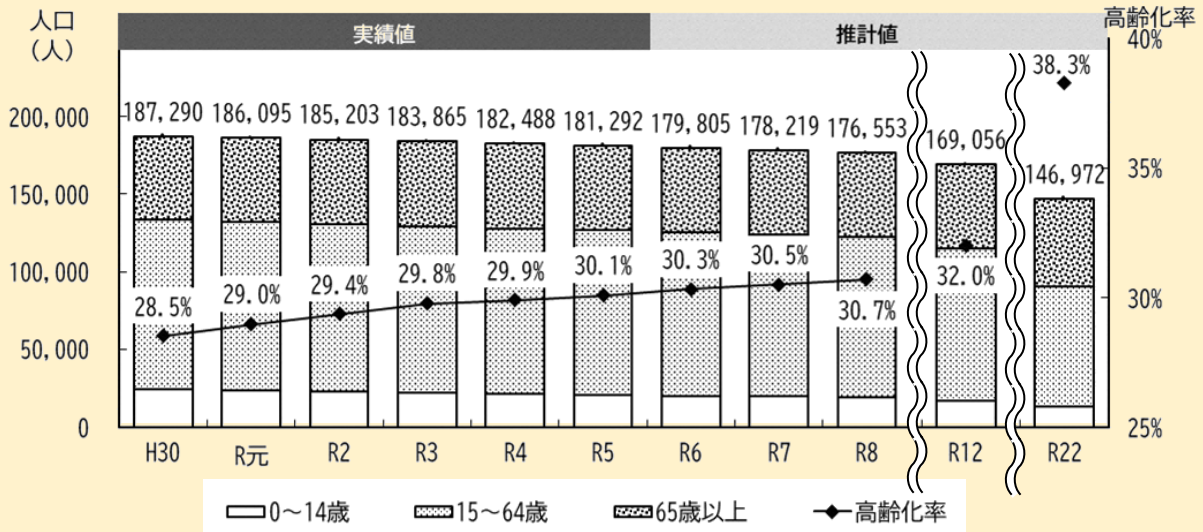
(令和6～8年度)

なお、計画の推進にあたってはPDCAサイクルを活用し、年度ごとの活動目標（アウトプット指標）、中間成果としての3年後の活動成果（アウトカム指標）を設定し、それにより評価を行います。



# 高齢者を取り巻く「現状と未来」

## 総人口と年齢3区分別人口の推移・推計

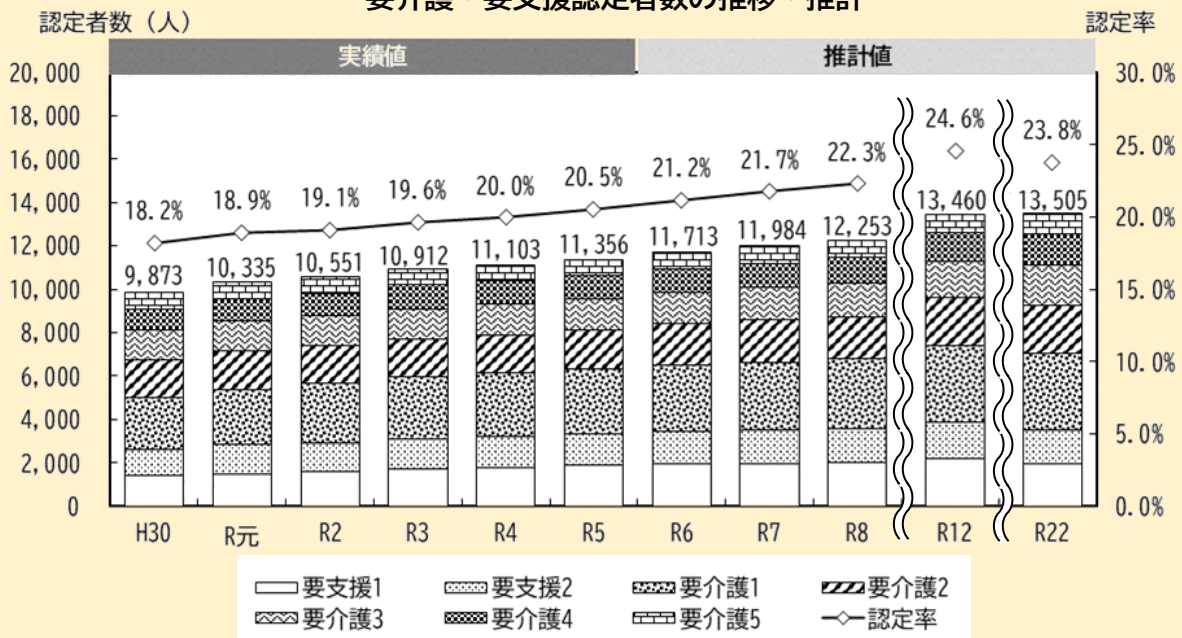


※各年 10 月 1 日現在・住民基本台帳

※令和 6 年以降は、平成 30～令和 5 年の各年 10 月 1 日時点の住民基本台帳人口の推移を基に推計しています。

- ➔ 今後も、総人口は減少し、高齢化率はゆるやかに上昇
- ➔ 支え手となる生産年齢人口は急減

## 要介護・要支援認定者数の推移・推計



※認定者数は各年 9 月末現在、第 1 号被保険者数は各年 10 月 1 日現在

※令和 6 年以降は、男女別・年齢別認定率を予測し、人口推計値に掛け合わせて推計しています。

※認定者数には第 2 号被保険者 (40～64 歳) を含みますが、認定率は 65 歳以上の認定者数 / 第 1 号被保険者数です。

- ➔ 要介護・要支援認定者は年々増加しており、将来に向けても徐々に増加

## 計画がめざす姿（基本理念）

本計画の基本理念「すべての高齢者が住み慣れた地域において、健やかに、生きがいを持って、安心して暮らすことができる地域社会の形成」の下で、総合的に取り組むため、5つの柱を掲げ、連動して施策を展開していきます。

### 基本理念

すべての高齢者が住み慣れた地域において、健やかに、生きがいを持って、安心して暮らすことができる地域社会の形成

#### 柱①

在宅生活・看取り期までの在宅ケアを支える体制づくり

#### 柱②

社会参加による介護予防とフレイル対策の推進

#### 柱③

地域における認知症との共生

#### 柱④

地域ネットワークの充実

#### 柱⑤

介護保険制度の持続性確保

基本理念達成のための取組

宇治市は、支援が必要になっても、高齢者の尊厳が守られ高齢者がその人らしく生活ができるよう、国が示す5つの構成要素に、「生きがい」と「社会参加」を加えた「宇治方式地域包括ケアシステム」の推進を図っていきます。



宇治方式地域包括ケアシステムの実現

# 基本施策（施策の全体像）

宇治方式地域包括支援システムの			
	介護・医療	住まい	生活支援
戦略目標	家族などの介護者の身体的、精神的負担が軽減されている	高齢者が希望する暮らし方を選ぶことができる	住民や地域の相談を受け、解消に向けた取組につながる仕組みが構築されている
	専門職が多職種で連携し、最期までご本人の尊厳が保たれている	認知症の人が、望む暮らしを続けることができる	地域の支え合い・見守りが充実し、住民が安心して暮らすことができている
	質の高い介護サービスが提供され、ご本人や介護者が安心して利用することができる		本当に困ったときに助けを求めることができる地域になっている
施策体系 〔☆印は重点取組施策〕	<b>①在宅生活・看取り期までの在宅ケアを支える体制づくり</b> <b>☆在宅医療・介護連携の推進</b> <<KeyAction>> ・地域の医療・介護資源の把握と関係者への情報提供 ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 在宅での生活、入退院から看取り期まで、医療と介護が連携した切れ目のない在宅ケア体制を構築する		<b>④地域ネットワークの充実</b> <b>☆地域における包括的な支援の充実</b> <<KeyAction>> ・地域包括ケア会議の開催 ・地域包括支援センターの相談体制強化（世代や属性を問わない対応力向上） 地域包括支援センターを中心に地域の課題を把握し、解決に向けた検討・取組を実施
	<b>⑤介護保険制度の持続性確保</b> <b>☆介護人材の確保・定着・育成</b> <<KeyAction>> ・介護職の魅力発信 ・介護福祉職への就職マッチング ・介護従事者の負担軽減につながる情報の発信 介護事業者が、介護人材を確保し定着できるよう、介護事業所の負担軽減を含め支援を検討する 要介護認定・給付の適正化 <<KeyAction>> ・ICTによる業務の生産性向上 ・ケアプランの質の向上 ・ケアマネジャーへの研修の支援 高齢化が進んでも、介護が必要な人に必要なサービスが受けられるよう、認定や給付の適正化に努める		介護をしている家族等への支援 <<KeyAction>> ・在宅において介護している家族等の身体的・精神的な負担の軽減 ・介護者同士の交流の促進 在宅において介護をされる家族等の経済的・精神的な負担の軽減に向けた支援を行う 在宅生活の支援の充実 <<KeyAction>> ・地域における見守り活動の充実 ・空き家等に関する相談窓口の充実 ・住民主体による助け合い交通実施団体への支援 独居高齢者等が、少し体が弱っても自宅で引き続き安心して暮らせるよう、各種制度の充実を図る 介護サービス基盤の整備 <<KeyAction>> ・認知症高齢者グループホームの整備 ・（看護）小規模多機能型居宅介護の普及促進 介護が必要になっても、在宅を望めば自分らしく暮らし続けられる介護サービス基盤の整備や、介護者支援の実施
	・認知症相談支援体制の強化 認知症の予防に関する情報提供を行うとともに、症状が出た場合も早期に発見し、進行を緩やかにするための支援につなげる。「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現に向けた取組を推進（認知症基本法関連の取組については、後年度整合を図る）		<b>③地域における認知症との共生</b> <b>☆地域における認知症との共生</b> <<KeyAction>> ・認知症高齢者等家族安心見守りGPSの貸与と事業の実施 ・SOSネットワークの登録促進



**推進分野**

予防	社会参加・生きがい
住民が健康維持(増進)のために自らの健康状態を把握している	多様な社会参加を通じ、高齢者が自らの選択により活動し、生きがいを感じている
健康維持(増進)のための取組をはじめ、自主的に活動に取り組んでいる	高齢者の生きがいが、健康的な生活習慣につながっている
フレイル状態になっても、自立した生活に戻ることができる	

**施策の市民理解**

行政が的確に情報発信し、住民が高齢者施策を正しく理解している

住民や民間企業が市の取組に賛同し、地域包括ケアの担い手として協働している

**②社会参加による介護予防とフレイル対策の推進**

**☆生涯現役社会の構築と積極的な社会参加による介護予防の推進**

《KeyAction》

- ・地域の多様な資源の見える化と活動の支援
- ・地域における多様な居場所づくりの支援
- ・通いの場(自主グループ)の立ち上げ支援

高齢になっても、就労や就労に準ずる活動、学びや趣味などの活動を通じて社会や地域と多様な形でつながり活躍する「生涯現役」を支援

公共施設に限らず、身近な場所ですなかりを作るための「場」に関する手法の検討

**介護予防・健康づくりの習慣化に向けたセルフマネジメントの推進**

《KeyAction》

- ・介護予防の普及啓発
- ・健康長寿サポーターの養成及び活動支援
- ・健診や医療データを踏まえた地域の健康課題に対する専門職の介入等による健康づくりの習慣化

自ら健康状態を把握し、自宅や身近な場所で個人やグループでの介護予防や健康づくりの取組を習慣化するため、セルフマネジメントに関する情報や必要な人への速やかなサービスを提供

**☆フレイルからの改善と介護予防による自立支援の推進**

《KeyAction》

- ・短期集中型予防サービスの充実
- ・住民主体型通いの場の充実
- ・地域リハビリテーション活動支援事業の充実
- ・自立支援型ケア会議の開催

少し身体が弱っても、短期集中型介護予防サービス等による自立支援が図られ、再び自立した生活を取り戻すことができるよう支援を実施

**戦略的な広報**

協働を促す情報発信の強化

わかりやすい計画づくり

計画を通じ、今後取り組む市の施策が「なぜ必要なのか」「(それぞれの主体に)何をしてほしいか」を明記するなど、行動変容を促す記載の工夫

それぞれの取組の目的が的確に住民に伝わるよう、情報発信・提供に関する取組を強化

連携

**成年後見制度利用促進基本計画**

成年後見制度等の権利擁護に関する制度や取組の推進

連携

**健康づくり・食育推進計画**

若年層など、各世代における健康意識の向上

連携

- ・認知症に関する普及啓発
- ・認知症予防教室の実施

- ・認知症カフェの実施
- ・認知症アクションアライアンスの推進

また、本人ができる範囲で社会に参加し、役割をもって自分らしく生活できる共生社会

# 計画の取組方向（基本施策とアクション）

## 柱① 在宅生活・看取り期までの在宅ケアを支える体制づくり

### 目指すべき姿

- ◇ 医療職と介護職との連携が円滑になり、在宅での生活が継続できている。
- ◇ 家族介護者等の身体的・精神的負担が軽減されている。
- ◇ 在宅での暮らしを支える見守り等のサービスが充実し、安心・安全な日常生活が送れている。
- ◇ 住まいに不安を感じている人が少なくなっている。
- ◇ 多様な主体による移動サービスが充実し、移動に困難を感じる人の割合が少なくなっている。
- ◇ 地域密着型サービスが充足し、住み慣れた地域での生活を選択することができる。

### 目標達成のための具体的な取組（宇治市のアクション）

#### 【施策1】在宅医療・介護連携の推進

**重点**

①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取りの4つの場面における医療と介護の連携した対応による在宅ケア体制の構築と提供

#### 【施策2】介護をしている家族等への支援

介護をしている家族等の不安を解消し、身体的・精神的負担を軽減

#### 【施策3】在宅生活の支援の充実

地域で安心して暮らし続けられるよう、見守り・住まい・移動に関する課題に対し、庁内連携・地域や民間企業等との協働で推進



#### 【施策4】介護サービス基盤の整備

認知症の人や医療ニーズの高い人などの介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備・普及を促進

### わたしのアクション

**本人**  
(高齢者)

- 看取りや在宅医療に対する理解を深める
- 家族や親しい人と人生会議をする。(わたしの思いシート等を活用し、もしもの時のために自らが望む医療やケアについて前もって話し合う)
- 自らの心身の状況に合わせて、子どもの見守りなど、地域の中で役割を持つ
- 「くらしの便利帳」などで、在宅生活を継続するための支援を知る

**地域**  
(地域住民、自治会、民生委員・児童委員、施設・企業等多様な主体)

- 自分が望む医療やケアについて、若い世代から考える機会をもつ
- 本人や介護者を地域で支える取り組みを知る
- 見守りを兼ねて積極的なあいさつなど地域のコミュニケーションを図る

**専門職**  
(医療関係者、介護関係者等)

- 在宅医療・介護連携をすすめるため、多職種により現状の把握と課題抽出に努め、解決のための対応策を検討する
- 本人が望む在宅でのケアプランを立てる

## 柱② 社会参加による介護予防とフレイル対策の推進

### 目指すべき姿

- ◇ 多様な社会参加の場から、高齢者が自らの意思で選択することができている。
- ◇ セルフマネジメントの定着により、自立した日常生活が継続できている。
- ◇ 支援が必要になった高齢者が、生活機能を改善し、自立した生活を続けている。
- ◇ 要介護状態になっても、適切な支援やリハビリを受け重度化が防止できている。

### 目標達成のための具体的な取組（宇治市のアクション）

#### 【施策5】生涯現役社会の構築と積極的な社会参加による介護予防の推進

**重点**

社会的に活躍できる場所があり、健康で生きがいある日常生活を継続できるよう社会資源を整備促進

#### 【施策6】介護予防・健康づくりの習慣化に向けたセルフマネジメントの推進

生活機能の維持・向上のために、高齢者一人ひとりの自主的な介護予防や健康づくりの定着促進

#### 【施策7】フレイルからの改善と介護予防による自立支援の推進

**重点**

身体機能が低下した人への早期かつ適切な介入により、自立した生活を取り戻す

### わたしのアクション

#### 本人 (高齢者)

- 「生きがい探しのすすめ」を活用し、自分の望む社会参加活動について考える
- 特定健康診査、がん検診等を活用し、健診結果に合わせて生活習慣の見直しを行う
- 健康状態を把握し、自分でできることは自分で行い、バランスの良い食事や、ウォーキングや運動などを心がけ、セルフマネジメントに取り組む
- あいさつや交流、活動参加など、人との交流を持ち、その中で役割を持つ
- 心身の状態に不安を感じた場合、早期にかかりつけ医や行政に相談する

#### 地域 (地域住民、自治会、民生委員・児童委員、施設・企業等多様な主体)

- 本人の社会参加につながる取組への参加を勧める
- 日頃の日常会話などで交流を図る
- 高齢者施設や企業等の地域貢献の取組と連携する
- 地域の高齢者を気にかけて、自分のできる範囲で手助けできることを考える

#### 専門職 (医療関係者、介護関係者等)

- 受診方法や結果の見かたなど、健康状態をわかりやすく説明し、生活習慣の具体的な見直しの提案を行う
- 本人がフレイル予防、オーラルフレイル予防ができるよう情報提供に努め、必要に応じて相談や指導を行う
- 栄養、運動、社会参加のバランスが取れているか助言を行う
- 疾病の重症化予防や心身の機能低下予防のために、多職種で連携し、相談体制を整える



## 柱③ 地域における認知症との共生

### 目指すべき姿

- ◇ 認知症を発症しても、尊厳のある生活を送ることができている。
- ◇ 認知症の兆候を早期に察知し、適切な支援が行われる体制が整っている。
- ◇ 認知症の人やその家族が孤立せず、在宅でいつまでも生活できる環境が整っている。
- ◇ 認知症の人が地域で見守られながら活躍できる環境が整っている。
- ◇ 認知症を予防したり、認知症の発症を遅らせたりすることができている。

### 目標達成のための具体的な取組（宇治市のアクション）

#### 【施策8】地域における認知症との共生

**重点**

- 普及啓発・理解促進  
認知症に対する正しい意識の普及啓発や認知症ケアパスの普及・活用
- 認知症バリアフリーの推進  
認知症の早期支援に向けた相談体制の充実、認知症高齢者が社会参加するための支援及び認知症の人や家族が安心して暮らし続けるための支援
- 認知症の予防に効果的な活動の習慣化を促す情報発信  
認知機能低下予防のための情報発信や介護予防教室の開催



### わたしのアクション

<b>本人</b> (高齢者)	<input type="checkbox"/> 宇治市版認知症ケアパス（れもんパス）を活用し、相談方法や取組を知る <input type="checkbox"/> 日常生活の中で「予防」になる生活を心がける <input type="checkbox"/> セルフチェックを行い、気になることがあれば、地域包括支援センターに早めに相談する
<b>地域</b> (地域住民、自治会、民生委員・児童委員、施設・企業等多様な主体)	<input type="checkbox"/> 宇治市版認知症ケアパス（れもんパス）を活用し、本人や介護者を地域で支える取組を知る <input checked="" type="checkbox"/> 認知症あんしんサポーター養成講座を受講し、認知症について正しく理解する <input checked="" type="checkbox"/> 認知症を正しく理解し、地域で生活し続けられるよう、見守る <input checked="" type="checkbox"/> 日常生活の中で気になる人を見かけた場合、相談を促す
<b>専門職</b> (医療関係者、介護関係者等)	<input type="checkbox"/> 多職種で連携し、本人が地域で生活し続けるためのネットワークづくりを進める <input checked="" type="checkbox"/> 多職種で連携を図り、認知症の人に合った支援を提供し、本人の意思決定支援を行うなどの取組を推進する <input type="checkbox"/> 認知症初期集中支援チームの効果的な活動を行う <input type="checkbox"/> 診断後の医療的な相談支援や在宅生活継続のための支援体制を構築する



**れもねいど (Lemon-Aid)**

## 柱④ 地域ネットワークの充実

### 目指すべき姿

- ◇ 地域包括支援センターを中心とした地域における連携・協働の体制が構築されている。
- ◇ 関係者間で課題が共有され、課題解決がはかられている。
- ◇ 地域での生活支援体制が整備されている。
- ◇ 成年後見制度や高齢者虐待防止が市民に認知され、円滑に相談、利用できる体制が整っている。
- ◇ 何か起こったときに助け合える隣近所の関係が構築されている。
- ◇ 災害時に要配慮者が安心して避難できる体制が整っている。
- ◇ 感染症発生時でも必要な介護サービスが継続的に提供されている。



### 目標達成のための具体的な取組（宇治市のアクション）

#### 【施策9】地域における包括的な支援の充実

**重点**

地域包括支援センターを中心に関係機関と連携して対応するため、相談支援体制のより一層の強化

#### 【施策10】生活支援体制整備の推進

多様な主体による活動の立ち上げや継続支援を実施し、暮らしをよくするための仕組みづくりを推進

#### 【施策11】権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進や高齢者虐待の未然防止、早期発見・対応につなげるための啓発を実施

#### 【施策12】災害・感染症発生時における支援体制の充実

個別避難確保計画の作成、及び感染症拡大時の介護サービス事業等に対する必要な支援の実施

### わたしのアクション

<b>本人</b> (高齢者)	<input type="checkbox"/> お住いの地域の地域包括支援センターを知る <input checked="" type="checkbox"/> 地域の課題解消のために行われている取組を知る <input type="checkbox"/> 成年後見制度について知り、早期利用を心がける <input type="checkbox"/> 虐待について知り、虐待となる行動をしない もし虐待を受けた場合は早期に相談・通報する <input type="checkbox"/> 情報収集を行い、災害発生時の行動について考える
<b>地域</b> (地域住民、自治会、 民生委員・児童委員、 施設・企業等多様な 主体)	<input checked="" type="checkbox"/> 地域ケア会議に参加し、地域課題の抽出を行う <input checked="" type="checkbox"/> 課題解決に向けた協議を行い、多様な団体と連携しながら課題解決に取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 持続可能な形で、サロンやカフェなどの居場所や多世代交流の機会を創出する <input type="checkbox"/> 地域の中に気になる人を見かけた場合、相談を促す（虐待や成年後見など） <input checked="" type="checkbox"/> 災害時の避難方法や防災備品等の確認や防災訓練を定期的に行う
<b>専門職</b> (医療関係者、介護関 係者等)	<input type="checkbox"/> 把握している生活課題やニーズ等を地域ケア会議で発表し、共有する <input type="checkbox"/> 地域行事等を通じて地域の人と顔の見える関係づくりを行う <input checked="" type="checkbox"/> 地域のインフォーマルサービスを把握し、必要に応じてケアプランに活かす <input type="checkbox"/> 新たなインフォーマルサービスの提案等を行う <input checked="" type="checkbox"/> 施設の利用者や利用者の家族と災害時のことを考える <input type="checkbox"/> 感染症発生時に備えて、職場の業務継続に向けた計画を知り、研修や訓練を定期的に行う



## 柱⑤ 介護保険制度の持続性確保

### 目指すべき姿

- ◇ 介護人材の確保・定着・育成が強化され、安定的なサービス提供体制が整っている。
- ◇ 要介護認定が迅速かつ適正に行われている。
- ◇ 保険給付が適正に行われている。



### 目標達成のための具体的な取組（宇治市のアクション）

#### 【施策 13】 介護人材の確保・定着・育成

**重点**

将来にわたっての介護人材の確保・定着・育成や、現在の介護従事者の負担軽減につながる情報発信

#### 【施策 14】 要介護認定・給付の適正化

認定調査の質・生産性の向上と、利用者の自立支援につながるケアプラン点検等の実施



### わたしのアクション

本人 (高齢者)	<input type="checkbox"/> 介護保険制度の仕組みを正しく理解する
	<input type="checkbox"/> 介護保険サービスが必要になったときは、正しく利用する
地域 (地域住民、自治会、民生委員・児童委員、施設・企業等多様な主体)	<input checked="" type="checkbox"/> 介護保険制度の進捗管理や地域分析の結果などを地域で考察・共有する (介護保険制度出張講座など) 行政が発信する情報を活用して、介護保険制度について知る機会を設ける
	<input checked="" type="checkbox"/> サービス事業所の催しや会議に参加し、事業所の活動内容を知る
	<input type="checkbox"/>
専門職 (医療関係者、介護関係者等)	<input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービスの質の向上を図る
	<input checked="" type="checkbox"/> ICTを活用するなど業務の効率化を図る
	<input type="checkbox"/> 専門職個々の質の向上を図る

健康・介護・福祉について相談したい！



介護保険について知りたい！



生きがい・健康・食育について知りたい！



宇治市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画〔概要版〕

令和6(2024)年3月

発行／宇治市

編集／宇治市健康長寿部長寿生きがい課・介護保険課  
〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地  
Tel：0774-22-3141(代表) Fax：0774-21-0406

この計画の詳しい内容について



## 2. 令和6年度制度改正に伴う届出等について（各サービス共通）

### 1. 条例等の改正について

主な改正事項については、**別紙**（P14～19）および**別添資料1**「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」を参照してください。

※改正後の内容（条例等）は、条例が可決後に市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。（4月以降予定）

### 2. 条例、要綱等改正（案）に係る運営規程等の変更について

事業所において、運営規程、重要事項説明書等、必要な変更を行ってください。

### 3. 変更届の提出について

運営規程等の変更に係る届出の提出は、従来通り、変更日から10日以内です。

※運営規程等について、令和6年度報酬改定等に係る変更のみであれば、変更届の提出は不要です。

また、重要事項説明書は、令和6年度報酬改定等について変更の上、利用者又はその家族に対して説明を行い、文書による同意を得てください。

※変更届に係る本市からの受理通知はいたしませんのでご注意ください。なお、従来通り、届出時に変更届出書の写し等をご持参いただければ、本市受付印を押印させていただきます。

### 4. 令和6年度報酬改定に伴う加算届の提出について

#### （1）加算届の提出期限

従来、介護給付費算定に係る体制等に変更が生じた場合、加算等を算定する前月の15日または当月の1日が加算届の提出期限となっていますが、令和6年4月算定に係る加算届の提出日は、4月15日（月）を期限とします。（本市指定全サービス一律）

※加算届の様式や必要添付書類等については、確定次第、4月上旬を目途に市ホームページ等に掲載しますのでご確認ください。

※現在、厚労省のホームページにおいて「報酬告示」や各種様式等が示されております。市ホームページに厚労省ホームページのリンクを掲載していますので、確認の上、事前準備をお願いします。

#### （2）加算届に係る留意事項

##### 【各サービス共通事項】

- ・基本的には加算の届出が必要ですが、届出がない場合、新設された項目については、「なし」、「非該当」、「**減算型**」として取り扱い、現在算定中の加算については、特段変更がないものとして取り扱います。
- ・届出に係る取扱いは、**別添資料2-1**「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」のとおりです。

### 5. その他

#### 居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行う場合の取り扱いについて

介護予防支援の実施について、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者も実施に係る指定の申請を行えるようになります。指定の申請に係る届の様式や必要添付書類等については、確定次第、4月上旬を目途に市ホームページ等に掲載しますのでご確認ください。

事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正（概要）について

## 1. 改正の背景

国は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等について、介護報酬にかかる改定と併せて社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度改正を行ってきております。

令和6年度におきましては、国は人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、運営基準等の省令等について一部改正を行うものとしております。

## 2. 国の改正法令

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (3) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- (4) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

## 3. 改正する主な内容

いずれも国の定めた基準どおりに改正します。

- 【A】 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 【B】 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 【C】 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 【D】 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例



**【A】、【B】に係る改正（概要）**

(1) 共通

追加した内容	改正する条例	
	A	B
<p><b>①「書面掲示」規制の見直し★</b>                      事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業所内での「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ又は介護サービス情報公表システム等）に掲載することを義務付ける。その際、1年の経過措置を設けることとする。</p> <p><b>②管理者の兼務範囲の明確化</b>                      提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p>	○	○

※ 議案第 B 号に係る改正は、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護のみ

(2) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、  
 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、  
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

追加した内容	改正する条例	
	A	B
<p><b>①介護現場の生産性の向上★</b>  <b>【利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け】</b>                      介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。</p>	○	○

※ 議案第 B 号に係る改正は、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護のみ

(3) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

追加した内容	改正する条例	
	A	B
<p><b>①身体的拘束等の適正化の推進★</b>                      短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化の</p>	○	○

ための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。		
--	--	--

※ 議案第 B 号に係る改正は、介護予防小規模多機能型居宅介護のみ

#### （４）看護小規模多機能型居宅介護

追加した内容	改正する条例	
	A	B
<p><u>①サービス内容の明確化</u></p> <p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。</p>	○	

#### （５）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護

追加した内容	改正する条例	
	A	B
<p><u>①身体的拘束等の適正化の推進</u></p> <p>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。</p>	○	○

※ 議案第 B 号に係る改正は、介護予防認知症対応型通所介護のみ

#### （６）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

追加した内容	改正する条例	
	A	B
<p><u>①協力医療機関との連携体制の構築★</u></p> <p>高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 以下の要件を満たす協力医療機関（iiiの要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。</p> <p>    i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p>	○	○

<p>ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ)</p> <p>イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。</p> <p>ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。</p> <p><u>②新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携</u> 新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。</p>		
--	--	--

※ 議案第 B 号に係る改正は、介護予防認知対応型共同生活介護のみ

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

追加した内容	改正する条例	
	A	B
<p><u>①緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け</u> 介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける。</p> <p><u>②ユニットケアの質の向上のための体制の確保</u> ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。</p>	○	

**【C】、【D】に係る改正（概要）**

**（１）共通**

追加した内容	改正する条例	
	C	D
<p><u>①「書面掲示」規制の見直し★</u>                      事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業所内での「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ又は介護サービス情報公表システム等）に掲載することを義務付ける。その際、1年の経過措置を設けることとする。</p> <p><u>②身体的拘束等の適正化の推進</u>                      当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。</p>	○	○

**（２）居宅介護支援**

追加した内容	改正する条例	
	C	D
<p><u>①管理者の兼務範囲の明確化</u>                      提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p> <p><u>②公正中立性の確保のための取組の見直し</u>                      事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合</li> <li>前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合</li> </ul>	○	

**（３）介護予防支援**

追加した内容	改正する条例	
	C	D
<p><u>①指定介護予防支援事業者の対象拡大等</u>                      介護予防支援の実施に係る指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も行うことができるものとする。</p>		○

指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、通常の事業交通費の支払いを受けることができること。		
--	--	--

5. 施行日

令和6年4月1日

ただし、★については、経過措置有り。

### 3. 介護予防・日常生活支援総合事業の要綱改正（案）及び届出等について

本市における介護予防・日常生活支援総合事業の各種サービスにおいて、令和6年4月より、下記のとおり報酬単価・運営基準等を改正することとします。

#### 1. 改正の内容

##### (1) 訪問介護相当サービス【A2】

###### ① 基本報酬

	現行	改正後(令和6年4月1日から)
訪問介護相当サービス費(I)	1,176 単位/月	変更無し
訪問介護相当サービス費(II)	2,349 単位/月	変更無し
訪問介護相当サービス費(III)	3,727 単位/月	変更無し

###### ② 加算・減算の創設・改正

	現行	改正後(令和6年4月1日から)
高齢者虐待防止措置未実施減算	無し	所定単位数の1%減算
業務継続計画未策定減算 ※	無し	所定単位数の1%減算
同一建物減算	10%減算のみ	現状に加え、 12%・15%減算を追加
口腔連携強化加算	無し	50 単位

※ 経過措置として、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

##### (2) 生活支援型訪問サービス【A3】

###### ① 基本報酬

	現行	改正後(令和6年4月1日から)
生活支援型訪問サービス費	232 単位/回	変更無し

###### ② 加算・減算の創設・改正

	現行	改正後(令和6年4月1日から)
高齢者虐待防止措置未実施減算	無し	所定単位数の1%減算
業務継続計画未策定減算	無し	所定単位数の1%減算
同一建物減算	10%減算のみ	現状に加え、 12%・15%減算を追加

(3) 通所介護相当サービス【A6】

① 基本報酬

	現行	改正後(令和6年4月1日から)
週1回程度利用 (要支援1・2、事業対象者)	1,672 単位/月	1,798 単位/月
週2回程度利用 (要支援2に限る)	3,428 単位/月	3,621 単位/月

② 加算・減算の創設・改正

	現行	改正後(令和6年4月1日から)
高齢者虐待防止措置未実施減算	無し	所定単位数の1%減算
業務継続計画未策定減算 ※	無し	所定単位数の1%減算
送迎減算	無し	片道につき47単位減算
運動機能向上加算	225 単位/月	削除
選択的サービス複数実施加算	有	削除し以下に集約 一体的サービス提供加算
事業所評価加算	120 単位/月	削除

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

(4) 短時間型通所サービス【A7】

① 基本報酬

	現行	改正後(令和6年4月1日から)
短時間型通所サービス費	299 単位/回	328 単位/回

② 加算・減算の創設・改正

	現行	改正後(令和6年4月1日から)
高齢者虐待防止措置未実施減算	無し	所定単位数の1%減算
業務継続計画未策定減算	無し	所定単位数の1%減算
運動機能向上加算	225 単位/回	削除

(5) 介護予防ケアマネジメント【AF】

① 基本報酬

	現行	改正後(令和6年4月1日から)
介護予防ケアマネジメント費	438 単位	442 単位

## ② 減算の創設

	現行	改正後(令和6年4月1日から)
高齢者虐待防止措置未実施減算	無し	所定単位数の1%減算
業務継続計画未策定減算	無し	所定単位数の1%減算

※ 経過措置として、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

### (6) 人員、設備及び運営に関する基準についての主な改正点

#### ▽管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

#### ▽「書面掲示」規制の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業所内での「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ又は介護サービス情報公表システム等）に掲載することを義務付ける。その際、1年の経過措置を設けることとする。

#### ▽身体的拘束等の適正化の推進

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行い場合の記録を義務付ける。

#### ▽加算の届出等について

介護サービス事業者等が市町村長に対して行う加算の届出は、厚生労働省老健局長が定める様式により行うものとし、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととする。

※本項目については宇治市においてシステム利用開始準備が整い次第、広報を行います。

## 2. 改正日

令和6年4月1日

## 3. 上記改正に係る留意事項について

- ・ 事業所において、運営規程、重要事項説明書等、必要な変更を行ってください。
- ・ 運営規程等について、利用料金表の単位数や利用者負担額を変更する等の本報酬改定に係る変更のみであれば、変更届の提出は不要です。
- ・ 重要事項説明書を変更後、利用者又はその家族に対して説明を行い、文書による同意を得てください。



- ・ 加算の算定について、加算届の提出が必要な場合は、令和6年4月15日までに提出してください。(加算届の様式等については、本市ホームページに4月上旬に掲載予定です。)
- ・ 令和6年4月からの新しいサービスコード・単位数マスタについては、更新を行い、本市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。(4月中を予定)
- ・ 届出に係る取扱いは、**別添資料2-2**「介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について」のとおりです。

※ 令和6年6月1日付施行となる介護職員の処遇改善に係る加算については下記のとおり改正予定としております。

	訪問介護相当サービス【A2】	生活支援型訪問サービス【A3】	通所介護相当サービス【A6】	短時間型通所サービス【A7】
処遇改善Ⅰ	所定単位数の 1000分の245	57単位	所定単位数の 1000分の92	39単位
処遇改善Ⅱ	所定単位数の 1000分の224	52単位	所定単位数の 1000分の90	38単位
処遇改善Ⅲ	所定単位数の 1000分の182	42単位	所定単位数の 1000分の80	33単位
処遇改善Ⅳ	所定単位数の 1000分の145	34単位	所定単位数の 1000分の64	27単位
処遇改善Ⅴ(1)	所定単位数の 1000分の221	51単位	所定単位数の 1000分の81	34単位
処遇改善Ⅴ(2)	所定単位数の 1000分の208	48単位	所定単位数の 1000分の76	32単位
処遇改善Ⅴ(3)	所定単位数の 1000分の200	46単位	所定単位数の 1000分の79	33単位
処遇改善Ⅴ(4)	所定単位数の 1000分の187	43単位	所定単位数の 1000分の74	31単位
処遇改善Ⅴ(5)	所定単位数の 1000分の184	43単位	所定単位数の 1000分の65	27単位
処遇改善Ⅴ(6)	所定単位数の 1000分の163	38単位	所定単位数の 1000分の63	26単位
処遇改善Ⅴ(7)	所定単位数の 1000分の163	38単位	所定単位数の 1000分の56	23単位
処遇改善Ⅴ(8)	所定単位数の1000 分の158	37単位	所定単位数の 1000分の69	29単位
処遇改善Ⅴ(9)	所定単位数の 1000分の142	33単位	所定単位数の 1000分の54	23単位
処遇改善Ⅴ(10)	所定単位数の 1000分の139	32単位	所定単位数の 1000分の45	19単位

処遇改善V(11)	所定単位数の 1000分の121	28単位	所定単位数の 1000分の53	22単位
処遇改善V(12)	所定単位数の 1000分の118	27単位	所定単位数の 1000分の43	18単位
処遇改善V(13)	所定単位数の 1000分の100	23単位	所定単位数の 1000分の44	18単位
処遇改善V(14)	所定単位数の 1000分の76	18単位	所定単位数の 1000分の33	14単位

## 4. その他（お知らせ）

### 《介護保険課からの情報発信について》

#### 1. ホームページ

介護サービス事業所向けの情報として、各種サービスの申請・届出の案内や申請様式等について掲載しております。

各種情報については、下記のとおり、事業所向けまとめサイトを用意しており、都度情報を更新しておりますので、ご確認ください。

#### 【事業所向けまとめサイト】

宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/>)

トップページ ⇒ 「出来事からさがす」内 高齢・介護

⇒ 「介護保険（事業者向け）」はこちら⇒ 介護サービス事業者のみなさまへ

#### 2. LINE配信

ホームページ等で発信している介護保険課からの情報をいち早くお知らせするために、本市公式LINEを活用した介護サービス事業所向けの情報発信を行っております。

受信する場合は、設定が必要です。詳しくは、ホームページ「事業所向けまとめサイト」⇒「お知らせ」⇒「介護サービス事業所向け情報のLINE配信について（2022年8月10日更新）」をご覧ください。か、下記のQRコードを読み取り、記載の手順に従い、設定をお願いします。



#### 3. Eメール

介護保険課（給付係）からのお知らせについては、原則Eメールで発信しております。メールアドレスの登録がまだできていない場合や登録内容に変更がございましたら、下記の提出先（アドレス）まで、ご連絡ください。

（提出先）：kaigokyufu@city.uji.kyoto.jp

（メールタイトル）：メールアドレス登録

（内容）：①事業所名、②指定サービス種別の内容、③担当者名

（複数のサービスの指定がある場合は、それぞれのサービス種別の記載をお願いします。※同じアドレスの登録でも可能）